相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県太宰府市宰府一丁目一二五一番地
一、最後の住所福岡県太宰府市大字国分二七一番地一　被相続人　亡　中村イワエ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二十一日
福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階
相続財産管理人　髙松　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西彼杵郡長与町岡郷一四三八番地
三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石橋　利徳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月二十一日
長崎県西彼杵郡時津町浦郷三〇五番地九
相続財産管理人　田村　清

無縁墳墓等改葬公告

新設道路工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。
平成二十一年十月二十一日
一　墳墓等所在地　大阪府豊中市箕輪一丁目二四一番の一、二四一番の二、二四二番の一、二四七番の一
一　墳墓等の名称　超光寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　大阪府豊中市箕輪一丁目二四番五号　宗教法人超光寺　代表役員　藤前　唯信

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。
一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第五九六号　昭和五十六年七月十一日
㈡　商号　株式会社センバトラベル
㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社センバトラベル　大阪市中央区石町一丁目一番一号天満橋千代田ビル　代表取締役　一原　孝雄
㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社　大阪市中央区石町一丁目一番一号天満橋千代田ビル
二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日
三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十一年十月二日
四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也
五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。
六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。
平成二十一年十月二十一日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　恥

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。
一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第三六二号　昭和五十一年六月二十六日
㈡　商号　サン、エス、トラベル株式会社
㈢　名称、住所及び代表者の氏名　サン、エス、トラベル株式会社　東京都千代田区三崎町一丁目三番一二号　代表取締役　矢澤　文朗
㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社　東京都千代田区三崎町一丁目三番一二号
二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日
三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十一年十月二日
四、当協会に預託した保証金等の額　金百万円也
五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額は、それぞれ、金七千万円及び金百万円です。
六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。
平成二十一年十月二十一日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　恥

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。
下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。
平成21年10月21日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名
＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。